

中本博雄賞修学支援奨学金運用細則

平成30年度九大細則第6号
制 定：平成30年 7月27日
最終改正：令和 6年 3月28日
(令和5年度九大細則第13号)

(趣旨)

第1条 中本博雄氏(以下「寄附者」という。)の意思による九州大学基金への寄附に基づく修学支援奨学金の運用については、この細則に定めるところによる。

(奨学金の名称及び目的)

第2条 この細則に基づき、九州大学基金により実施する奨学金の給付及び授業料支援を中本博雄賞修学支援奨学金(以下「本奨学金」という。)と称する。

- 2 本奨学金は、向学心に溢れ、将来、国内外に貢献する熱意を持ち、学業成績が優秀でありながら、経済的に困窮する九州大学(以下、「本学」という。)の学士課程への入学希望者に対する入学後の修学支援を目的とする。

(運営委員会)

第3条 本奨学金の運用に関し、必要な事項を審議するため、運営委員会を置き、学生支援委員会をもって充てる。

(申請資格)

第4条 本奨学金に申請する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業見込の者又は申請する日が属する年度(以下「申請年度」という。)の前年度に卒業した者
- (2) 申請年度の翌年度の4月に本学の学士課程に入学を希望する者
- (3) 高等学校等の第1年次から申請時までの全履修科目の評定平均値(以下「学業成績」という。)が4.3以上の者
- (4) 九州大学授業料免除等選考要項(平成25年1月10日学生委員会議決。)第8条の2に規定する授業料免除基準を満たす者、日本学生支援機構業務方法書別記第4第1項第2号イに規定する「社会的養護を必要とする者」に該当する者(以下「社会的養護を必要とする者」という。)又は生活保護受給世帯に属する者
- (5) 日本国籍である者

(願書等の提出)

第5条 本奨学金に申請する者は、次の各号に掲げる書類(以下「願書等」という。)を学務部キャリア・奨学支援課に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 文部科学省の大学入学者選抜実施要項に定める調査書
- (3) 所得及び世帯に関する書類
- (4) 学修計画書

(奨学生候補者等の選考方法等)

第6条 総長は、本奨学金を受ける者(以下「奨学生」という。)の候補者について、10名程

度を選考し、決定する。なお、選考は、運営委員会が設置する選考委員会において、前条により提出された願書等に基づき、家計状況及び学修計画書を判定し、次の各号の順序に従い、順位付けを行った上で行うものとする。

- (1) 社会的養護を必要とする者
- (2) 生活保護受給世帯に属する者
- (3) 前2号以外の者

2 総長は、前項により決定した者を除き、前項による順位の高い者から順に、奨学生補欠候補者を選考し、決定する。

3 総長は、前2項により決定した奨学生候補者及び奨学生補欠候補者を運営委員会に報告する。

(奨学生の決定)

第7条 総長は、奨学生候補者のうち、申請年度の翌年度の4月に本学に入学した者を奨学生に決定するものとする。

2 総長は、本学に入学した奨学生が10名に満たない場合に、前条第2項による奨学生補欠候補者の中から、同条第1項による順位の高い者から順に奨学生に決定するものとする。

(奨学金による支援期間及び内容)

第8条 本奨学金による支援期間は、奨学生が在籍する学部の修業年限を上限とする。

2 本奨学金による支援は、月額8万円を給付すること及び毎学期の授業料を全額免除することとする。

(奨学金の給付)

第9条 前条第2項の奨学金は、6月、8月、11月及び2月にそれぞれ3月分を奨学生に給付する。

(他の奨学金との併給)

第10条 奨学生は、日本学生支援機構の貸与奨学金及び民間奨学団体等からの奨学金(以下、「他の奨学金」という。)を受給する場合は、本奨学金との併給を妨げないものとする。ただし、他の奨学金が本奨学金との併給を認めない場合は、本奨学金又は他の奨学金のいずれかを選択しなければならない。

2 奨学生は、九州大学基金から給付される奨学金のうち、海外留学支援事業に係る奨学金との併給を妨げないものとする。

3 奨学生は、日本学生支援機構の給付奨学金との併給並びに本学における入学料免除等に関する取扱規程第3条第2項に規定する入学料免除、並びに本学における授業料免除等に関する取扱規程第2条第1項、第2項及び第4項に規定する授業料免除は認められない。

(奨学生の義務)

第11条 奨学生は、支援を受けた年度の翌年度の4月末日までに成績証明書及び活動報告書を寄附者に提出しなければならない。

2 奨学生は、寄附者との懇談会等が開催される場合は、やむを得ない場合を除き出席しなければならない。

3 奨学生は、学籍異動、住所変更その他重要な事項について変更があるときは、直ちに学務

部キャリア・奨学支援課に届け出なければならない。

(奨学金の廃止及び休止)

第12条 総長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が生じた月以降の本奨学金による支援を取りやめることとする。

- (1) 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき。
- (2) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき。
- (3) 各学期末の学業成績がGPA 2.5未満となったとき。
- (4) 性行が奨学生として相応しくない状態になったとき。
- (5) 前条に定める奨学生の義務を履行しなかったとき。

2 前項により本奨学金による支援を取り消した場合は、その事由が生じた時点に遡り支援額相当の返還を求めることがある。

3 奨学生の学業又は資質向上に関わる事由により休学する場合は、本奨学金による支援を継続することとし、奨学生からの申し出により本奨学金による支援を中断し、復学後に再開することができる。

4 年度の中途において第1項の規定に基づき、本奨学金による支援の取消が生じた場合は、その年度における奨学生の追加補充は行わない。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年7月27日から施行する。

附 則 (平成30年度九大細則第30号)

この細則は、平成31年1月21日から施行する。

附 則 (令和2年度九大細則第13号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大細則第30号)

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この細則による改正後の中本博雄賞修学支援奨学金運用細則(以下「新細則」という。)は、令和5年4月1日に入学する者から適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和4年度以前に入学した者に係る奨学金による支援については、新細則第8条第2項の規程を適用する。ただし、奨学金は月額3万円とし、授業料の全額免除については、九州大学における授業料免除等に関する取扱規程(平成16年度九大規程第158号)第3条による申請をした者に適用する。

附 則 (令和5年度九大細則第12号)

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この細則による改正後の中本博雄賞修学支援奨学金運用細則第11条第3項及び第12条第1項第3号から第5号までの規定は、令和6年度に奨学生として決定される者から適用し、令和5年度以前に奨学生として決定されている者については、なお従前の例による。